

官民競争入札等監理委員会
第191回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第191回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成29年4月21日（金） 9：58～11：27

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - 国民年金保険料収納事業
 - 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査
3. 第36回公物管理等分科会 審議結果報告について
4. 第56回施設・研修等分科会 審議結果報告について
5. 市場化テスト導入に伴う人員削減等の調査結果について【非公開】
6. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について【非公開】
7. 「公共サービス改革基本方針（案）」について【非公開】
8. 閉 会

○稲生委員長 定刻となりましたので、第191回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきますと存じます。

最初に事務局で人事異動があり、新たに池田参事官様が着任してございますので、一言いただければと存じます。よろしく申し上げます。

○池田参事官 おはようございます。4月より着任いたしました池田と申します。今後精いっぱい努めさせていただきますので、先生方の御指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

本日は、議事次第のとおり、2から7まで御議論をいただきます。このうち、議題の5から7につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とさせていただきます、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思っております。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について、2件の御審議をお願いしたいと思います。実施要項（案）につきましては、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

質疑は、2件の御説明・報告の後にあわせて行うことといたします。

初めに、国民年金保険料収納事業について、尾花主査様より御説明をお願いいたします。

○尾花委員 それでは、日本年金機構の国民年金保険料収納事業についての実施要項（案）を小委員会で審議したので御報告いたします。

まず、横長の参考資料をごらんください。1. 事業目的として、本事業についての記載がございます。2行目、「国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を包括的に民間委託して、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により保険料収納の向上を図る」ことを目的とした事業でございます。

2として対象となる事業が記載されておまして、詳細は、対象事業の内容（ア）から（エ）のとおりで、納付督促や納付受託や事業報告書の作成業務等をするようになっております。

資料1-1にお戻りください。2. の事業の評価を踏まえた対応ということでございます。こちらの事業は平成26年度開始事業では現在第3期目、平成27年度開始事業では現在2期目になっておまして、複数回の事業評価も行われております。今回につきましては、2点についての指摘がございます。論点1、平成27年度における不正アクセス事案により納付督促業務を中止した経緯を踏まえて、一層個人情報取り扱いにおいて徹底した対応をとるよう求められております。これにつきましては、技術的な対応及び人的なトレーニングによる対応が行われております。対応の欄を読みます。「業務の履行場所・個人情報等を記載した媒体・届書等の取扱いにおける管理・教育・点検・監査を行うよう」に実施要項は明確化されております。さらに、先ほど申しました機械的な措置としては、「電子計算組織等にかかる安全管理措置として、インターネットから物理的または論理的に隔離し接続しないこと」、または「アクセス権限の設定及び管理を徹底すること、ウイルス対策及びア

クセス記録の監視、外部電磁的記録媒体との物理的又は技術的な接続制限等の措置を講ずること」を実施要項において求めるように定めております。

事業の評価の2点目ですが、論点2、「各契約地区によって質の達成状況が異なっており、原因の1つである地域差を考慮した達成目標を検討すること」という事業の評価を受けております。これに対する対応といたしましては、参考資料1の委員限りという2枚目のグラフ等が載っている資料をごらんください。その4をごらんいただきますと、Aとして未納割合が高い事務所ほど達成すべき目標が高くなるような設定に今回はしております。さらにもう一つのポイントとしては、高所得者の割合が多い事務所ほど、また達成すべき目標が高くなるような設定をされております。このような対応をされていることを小委員会においては確認いたしました。

以上の2点の確認に加えて、細かい2点について小委員会では議論をされております。資料1-1の3.実施要項(案)の審議結果についての論点1をごらんください。こちらは「戸別訪問員の必須配置数見直しにおいて、訪問員を各年金事務所に1名を必須配置とし、残りを都道府県配置とすることで事業者の創意工夫を促す」ということを今回御提案されておりますが、小委員会では、この創意工夫自体を総合評価の加点ポイントにしてはどうかというような提案をしましたところ、加点事項として追加していただいております。

2ページ目、裏側のページをごらんください。論点2のところで、「資格要件の一つとして、過去3年以内に当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること」を資格要件としていますが、相当量という定義が不明確なので明示すべきではないかということを指摘したところ、相当量の記載を削除していただいております。

パブリック・コメントはございましたが、誤記等の軽微な修正を行っております。

以上でございます。審議のほどお願いいたします。

○稲生委員長 続きまして、水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査については、事務局より報告をお願いいたします。

○栗原参事官 御説明いたします。資料2-1をごらんください。本件は、昨年11月に小委員会、12月に本委員会にて既にご審議をいただいたものでございますが、入札不調がございましたので、再度入札公告を行うため、今回事務局から御説明を申し上げます。

本事業の概要でございますが、平成21年度から市場化テストを実施して3期目となるものでございます。

2の経緯のところをごらんになっていただきますと、不調になった経緯ということで、1月から入札手続きを行いましたが入札不調となりました。入札説明会に参加した3社からヒアリングをいたしましたので、その内容でございます。1つは本業務の内容がアンケート専門業者の専門分野と、それから環境系コンサルタント会社の専門分野と2つの二面性があるということで、双方の専門知識を有する事業者でなければ事業実施がなかなか難しいという状況でございますという意見がヒアリングで抽出されております。

おめくりいただきまして3番の見直しについてということで、今回以下の見直しをして

おります。(1)は共同体による参入を許容する。それから(2)は一部再委託可能であることを明確化する。また入札参加資格の拡大ということで、従前「B」「C」「D」の等級だったものに「A」を加えて拡大をする。また実績につきましても2万件程度という調査票の保存・処理から2,000件程度に緩和する。また環境計量士及び情報処理技術者試験等の技術系資格でございますが、資格の保有を問わないというような変更などを行っております。

それで審議結果でございますが、環境省におきましては、ヒアリングの結果を踏まえて不調・不落到った原因を検討し適切に修正なされていると。また入札参加資格の緩和も行っていると。さらにスケジュールについても修正を行っているということで、実施要項を修正の上、再入札公告をすることで御了解を求めるものでございます。

以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明・報告がありました2件の内容につきまして、御意見・御質問がございましたら御発言をお願いしたいと存じますけれども、皆様いかがでしょうか。

○井熊委員長代理 1点いいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 どうも御説明ありがとうございます。初めのほうの案件で、契約状況の推移を見ますと、非常に状況が改善をしている感じなんですけれども、どのようなことが効果を上げたかとかということは何かわかる部分がありますか。

○事務局 事務局からお答えいたします。これまで平成18年度から、こちらの市場化テスト事業として長年推移していくに当たって試行錯誤を踏まえられた結果、ある程度事業者様の理解と申しますか、こういった業務に対しての内容が浸透してきたということで、次第に市場として形成されていったのではないのかなというのが1つ推測としてございます。ただ個別で機構のほうから、その理由については細かくは伺っていませんので、場合によってはまた御確認したいと思えます。

○稲生委員長 ありがとうございます。よろしければその件を確認いただければと思います。確かに参考資料を拝見すると、着々とというか応札者が増えているんですね。これ自体、今人手が非常に厳しいといわれている中で、ある種非常に望ましい結果にはなっているんだろうと思いますので、ほかの案件にもいろいろと応用できればというのが見つければと思いますので、ぜひ情報をとっていただければと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして、付議された実施要項(案)については、監理委員会としまして異存はないということにいたしたいと思えます。どうも御審議ありがとうございました。

続きまして、議事次第3の第36回公物管理等分科会審議結果報告につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○栗原参事官 御説明いたします。資料の3をごらんになっていただきたいと思います。本件は3月14日に公物管理等分科会で審議をされた結果について御報告するものでございます。大きく2つございまして、1つは事業者、実施府省を呼んでのヒアリングを行っておりますので、その結果がIでございます。また裏面になりますけれども、別表フォローアップということで、現在、基本方針の別表に既に掲載されているものの取り扱いについて2件御審議をいただいておりますので、その御報告でございます。

戻りまして、まず1点目の事業選定のヒアリングでございます。ちょうど中ほどの少し上のところに3件記載されております。「東南アジア青年の船」事業支援業務、それから次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」支援業務、それから地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」に関する支援業務でございます。この3件は関連性があり、いずれも内閣府で実施しているものでございますので、あわせて内閣府からヒアリングを行ったものでございます。

このヒアリングにおきまして、委員の皆様からいただいた主な意見でございますが、この各事業につきましては、国際交流ということが目的となっておりますけれども、この国際交流事業というのがそもそも何を指すのか丁寧に実施要項で説明すべきではないかという点が御指摘いただいております。また、あわせて受注者と内閣府の業務の切り分けが新規事業者にもわかるようにすべきではないかということがございました。すなわち1者の入札が続いていることでございますので、新規事業者にもわかるようにすべきではないかということでございます。また現行事業者の経費及び業務体制といった情報を積極的に開示していくべきではないかと。さらに、この業務の中に参加青年組織との緊密な連携というような記述がございまして、受注者に求められる要件としておりますけれども、要件に入れる必要はないのではないかと。5番目は、共同事業体に係る入札参加というのは認めているわけですが、きちんと明示してはどうかと。それから6番目が、公示期間をさらに確保するように見直してはどうかといったようなさまざまな御意見・御指摘をいただいております。

ヒアリングを受けた今後の対応でございますが、内閣府からはこのヒアリングにおきまして前向きに検討していくとお答えをいただいておりますので、直ちに民間競争入札を導入するのではなくて、まず内閣府の取り組み状況をフォローしていくということとしたものでございます。

結論といたしましては、平成29年度以降のヒアリング対象候補として改善を要請して、監理委員会として引き続き内閣府による取り組みについてフォローアップを実施するという結論でございます。

続きまして、既に基本方針別表に掲載されている2点の事業につきまして、今後の取り扱いについて御報告をいたします。まず1点目、JAXA財務・管理系及び共通インフラ系情報システムに係る運用管理業務でございます。これは独立行政法人宇宙航空研究開発機構が実施するものでございます。平成29年度中に結論を得るということで記載がされて

おりますが、審議の結果でございます。直近の入札の結果、予定価格範囲内で3者が応札していると、また事業者も変更になっているということで、基本方針別表からは削除するのが妥当であるということでございます。

2点目のインターネットシステム保守運用支援業務でございます。これは独立行政法人日本学生支援機構が実施するものでございます。こちらにつきましては、平成29年度末までに結論を得るとされておりますが、これも入札の結果3者が応札し、これもいずれも予定価格範囲内ということで、事業者も変更になっているということから基本方針別表から削除するのが妥当であるということございました。

○稲生委員長 御説明ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見・御質問がございましたら御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

これ、最後の学生支援機構の保守運用支援業務なんですけれども、金額的に少額とございますが、どの程度でしょうか。

○栗原参事官 年間で換算しますと1,000万円程度ということになります。

○稲生委員長 わかりました。ありがとうございます。

○栗原参事官 当初は年間で5,000万円程度でございましたが、その過程で常駐者を廃止するといったようなこともございましたので、年間1,000万円程度ということになっています。

○稲生委員長 わかりました。

よろしいでしょうか。

では、内閣府のヒアリングの件につきましては、事務局におかれまして継続して状況を確認いただけますようお願いいたします。

また別表フォローアップの2件でございますけれども、宇宙航空研究開発機構並びに日本学生支援機構の件につきましては、今年度の公共サービス改革基本方針別表から削除することによりたいと思います。御審議ありがとうございました。

それでは、続きまして議事次第4の第56回施設・研修等分科会審議結果報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○清水谷企画官 それでは、御説明いたします。右上に資料4と書かれた紙をごらんいただきたいと思っております。この案件は国立研究開発法人防災科学技術研究所が行っている地震・火山観測網整備及び維持管理業務というものであります。この事業につきましては、事業主体から既に自主的な選定という意向が示されておりますけれども、内容がややテクニカルだということもありますので、入札監理小委員会での審議に先立ちまして、あらかじめ論点を明確にすべく先月ヒアリングを行ったものであります。

真ん中のほう、ヒアリングの内容等というところでありますけれども、防災科学技術研究所から概要それから自主的な取り組みについて説明があった後に、委員の先生方から以下の5つぐらいの大きなコメントがなされたということでもあります。

まず(1)でありますけれども、事業主体からすると現行事業者以外でも、この内容は

十分把握できるということではありますが、一方で1者応札が続いている状況に関してどう考えているのかという点。それから2つ目、予定価格の作成については、これ、1者応札が続いていまして、その応札したところからしかとっていないということでもありますけれども、ほかの段階から関連する業者からも参考見積もりをとるべきではないかという点。それから3つ目として、ジョイントベンチャーでの応札を想定していないのかどうかという点。それから4つ目でありますけれども、請負業務であるにもかかわらず、仕様書中には必ず実施しなきゃなんないのかどうかもちょっとよく不明確な点もあります。中には地点選定業務というのがありまして、そういう業務があるけれども、今年はやりませんというふうに、何か仕様書の中に書いてあったりするケースもありますので、経費の見積もり当たりどのような情報が必要かに関して現行事業者以外の事業者にも広く確認することが重要ではないかという点。それからこの業務、(5)のところでもありますけれども、全国2,000カ所ぐらいの観測地点からのデータがちゃんと届いているかどうかということを確認するというのが主なわけですが、実は発注者への助言とか、他の契約の業務管理とか、そういうことも全部やるということになっています。こういう一体的な実施をしなきゃならないんだという説明でありますけれども、この内容が多岐にわたるため、さまざまなノウハウが事業者に求められるということでもありますので、その内容の緩和あるいは明確化について検討していただきたいということでもあります。

裏をめぐっていただきまして、結論といたしましては、現行事業者以外の応札実績は全くないというのが今までの状況でありますので、どういう見直しをすればほかの事業者の応札意欲が高まるかという点に関しまして真剣に検討すべきだということになりまして、そういう観点から本年度、小委員会において実施要項の審議を行うという結論に至ったということでもあります。

以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございます。本件については、最初のところにも書いてございますけれども、自主的に選定するという自体はもう固まっております、むしろ小委員会での審議に先立って論点整理をしておこうという趣旨で開催されたものでございます。委員の皆様からも活発な御意見を出されまして、議論をさせていただいたという記憶をしているところでございます。書いてあることのほかに、何かもっと議論すべき点などがございましたら御意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。あるいは表面の記載でもし御不明な点があれば御質問を賜ればと思いますけれども。

○清原委員 よろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○清原委員 御説明ありがとうございます。大変多様な視点から委員の皆様で問題の所在を発見し、御議論いただいたということが御報告でわかりました。そこで、この地震・火山観測網の存在というのは極めて日本国にとっては重要なものだと思うんですけれども、その観測地点が2,000カ所というふうに先ほど御紹介がありました。その2,000カ所の観測

のデータについて、きちんと収集するということと、観測している設備の維持管理ということが両方求められるということでありまして、いわゆる施設管理がお得意な事業者もあるでしょうし、情報システムネットワークを全国的に適切に維持管理するという業務がお得意な事業者もあるでしょう。先ほど御報告いただきました事例に関係するのかなと思うんですけれども、複数の業務があつて、それを事業者が共同で連携してするというところに門戸を開くことによって、1者応札しかできなかった状況を改善するということが御提案にありました。それと関連することだと思うんですけれども、この案件につきましても、いわゆるハード面の施設の維持管理の業務と、それから観測データの把握にお得意な事業者とのコラボレーションというんでしょうか、そういう方向で新規に参入されるような可能性があるやなしやなんですね。かなりデータの存在そのものが、国民の命にかかわるような重要な内容であるがために、民間の方が慎重を期すというような心理的なハードルもあるのかなと推測いたしまして、その点について、少しでも軽減化されて、意欲を持って取り組んでいただけるような仕掛けはないかなということも論点にあるのではないかと感じました。その辺はいかがでございましょうか。

○清水谷企画官 それでは、お答えいたします。先生のおっしゃっている問題意識というのは、ほかの審議いただいた先生方も共有されているところがありまして、正しくはデータの検測作業という、検査の検に測定をするということで、これは正しいデータが届いているのかどうかをチェックすると。この観測施設というのも、それがたまたま倒れて何か伝わってきたりする場合もあると。その場合、また異常かどうかを調べに行かなきゃいけないと。そのほかにも、こういうふうにやったらどうですかというふうに事業主体にアドバイスするというところも含まれたりしておるということで、もう少し分けられるんじゃないかという議論はその委員会でもなされております。

それでもう一つだけつけ加えさせていただきますと、最近の応札、少なくとも入札説明書交付、入札説明書を取りにきた段階では幾つかの企業も取りにきておりまして、事業主体としてはジョイントベンチャーも否定はしていないということでありましたので、その点、申し上げました(3)のところにも関係すると思っておりますけれども、1つでは受けられなくても複数で受けられる可能性というのものもあるんじゃないかということで事業主体も認識しておると考えております。

○清原委員 ありがとうございます。先ほどの資料2-2の「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」における民間競争入札のケースで、環境省が依頼文などを配慮されたり、あるいは専門性が複数ある場合には、その連携も視野に入れてはどうかということで検討されるという事例が報告されました。それと類似しているケースかなと思ひまして、委員の皆様様の丁寧な問題意識を踏まえて、ぜひ今回御報告いただいたような方向性で継続して検討していけばよろしいのかなと思ひました。

以上です。ありがとうございます。

○稲生委員長 御指摘ありがとうございます。

ほかにかがでございませうでしょうか。

お願いします。

○石堂委員 今の議論の続きみたいになるんですけども、実際は全国の施設の管理という部分が入ると、業者は全国にいわば手が及ぶ業者でないが入ってこられないというところが1つ非常に大きなネックになりますし、単にデータの管理となると、集まってきたデータを1カ所で見ればいいということで、これは全国に別に手がなくてもよい。そういう意味でも、この業務全体を分けるということが非常に重要なポイントだろうなと思うんですね。それで1者応札が続いている案件、ほかの案件でも共同体の参加を認めるというのが対策として上がってくるんですけども、そのときにほんとうは、発注者が業者の実態をある意味では把握してあって、こういうジョイントを組む企業が存在しているから、共同体参加がいいですよといったら、組み合わせができてくるはずだということ意識していないとだめだと思うんですね。それでこの(3)にもありますように、もしも共同体参加を、発注者の側が「あり得る」と考えているのであれば、それはもうもう一歩進めれば、業務を分割して発注するということにつながるはずだということで、この(3)の意見を出させていただいています。今のまとまり全体で押していくという方向から、はっきりもう分割して発注するという方向にかじを切ってほしいなということが非常に強く意見として含まれているのだということで、今後進めていただければと思っています。

○稲生委員長 貴重な御意見を有難うございました。

お願いします。

○稲葉委員 私も共同化という概念がちょっといかなものかなと。前回の議論でも出たんですけども、例えばこういう案件に、事業に応じて、そういう組成をすと。しかしそれがもし落札できなければ、共同したプロジェクトは消えちゃうわけですよ。そういう不安定なものを前提とした入札制度というのがほんとうに効率的なのかなという感じがいたします。

もう少しいろいろな工夫を入札プロセスの中にしていったらどうかなと思うんです。今日の一番最初の案件でもそうですけども、要するに回収できない料金の徴求なんか、言ってみれば債権の取り立て業務ですよ。ああいうのは1件当たりの報酬を上げれば上げるほど取ってくることになるわけですよ。ですから丸ごと応札しろということではなくて、例えばインセンティブは幾ら渡すということを前提として、しかし全体の運営として最小の運営コストでやるところを見つけるみたいな、もうちょっと区分けして入札を実施する。今回のこれも、それぞれの観測地点で1個1個やっていくことについてはほとんど、そんなに工夫の余地もないわけですから、これは1カ所1カ所についてはこのぐらいの謝礼を渡すと。しかし全体の業務システム運営に関して、ミニマムな対応をできるところに落札させると。そういうような何かもうちょっと踏み込んだ工夫があってもいいんじゃないかなと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。先ほどの清原委員をはじめ皆様の御意見、非常

に大事な御指摘だと思っております。そういう意味で事業の組み合わせをどうすればいいのかということと、あと規模感の問題ですね。それから今御提案いただきましたインセンティブをもう少し柔軟というか大胆につけていくような方法等々、いろいろ本件に限らず関係してくるんだらうなと思います。ちなみに今回については、そういう意味である種の試金石になるのかなという部分がございますので、小委員会におかれましてはぜひヒアリングの際の議論あるいは今回の議論を踏まえて内容を検討いただければと考えてございます。

ほかにいかがでしょうか。何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本件につきましては、今後の小委員会の議論にお願い、引き継いでいただければと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと存じます。